

# 令和2年度 就学援助制度の受付が始まっています！！

## 保護者のみなさまへ

就学援助制度とは、経済的な理由で援助を希望する方に対し、学校の諸費用における学用品費・修学旅行費などの費用の一部と、小学校給食費については実費相当分を援助することで、全ての児童生徒が、義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。申請の際は、下記の注意事項、申請書の受付期間を、よくお読みください。

### 1. 申請期間

**令和2年4月8日（水）～6月15日（月）午後5時30分まで**

※これ以降も、令和3年1月29日まで受付できますが、認定月が4月1日ではなくなります。

「いつ申請したか」によって認定月が変わりますので、詳しくはお問合せください。

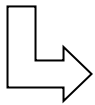
※入学準備費を申請した**小学校1年生**の保護者さまも、この期間に申請が**必要**です。

### 2. 入学にかかる費用について

※**小学校6年生**の保護者さまのうち、**中学校入学**にかかる費用の**早期**給付を

希望する方は、申請書に**✓**を忘れずに！

※支給対象にならない場合



- ① 令和3年4月に **公立中学校以外の学校へ**入学予定の場合
- ② 富田林**市外へ**引っ越しする予定のある場合

### 3. 申請場所（下記のどこでも申請できます）

富田林市役所 3F 教育指導室「30」番窓口
金剛連絡所
お子さまが通っている小学校または中学校

### 4. 申請するときに必要なもの・・・ ① 申請書（提出前に必ず押印願います。）

② 印鑑

③ 振込を希望される口座情報の確認できるもの

### 5. 就学援助 審査基準

認定基準・・・生活保護基準に基づき、準要保護家庭として認定

（参考）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
参考所得	約200万円	約240万円	約260万円	約290万円	約330万円

※あくまで参考所得となるため、ご自身で判断せず、申請してください。

6. 認定通知時期 ・ ・ 令和2年 7 月末（予定）※遅れる可能性があります。

※6月16日以降の申請分は随時通知します。

7. 支給日程と支給額 （上限額を記載しているため実際と異なる場合があります）

支給	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
8月	54,938	4,636	4,636	4,636	4,636	4,636	67,578	8,336	60,336
12月	3,876	4,632	4,632	4,632	4,632	25,432	7,576	8,332	8,332
3月	5,436	6,192	6,192	6,192	7,926	66,192	18,446	14,802	8,332

※給食費は含んでいません

※新入学準備費や新入学学用品費をすべて含んで表示しています。（※受給できるのは1回のみです。）

8. 支給方法

① 保護者口座へ振込支給（銀行・JA等）
② 学校を通じて支給

※学校諸費に未納が生じた場合には、「保護者口座への振込」を選択されていても、「学校を通じて支給」へ変更して支給します。

※小学校給食費は、就学援助費より直接、学校給食課へ支払われます。7月以降、給食費の徴収がなくなり、納付済みの給食費については、学校給食課より返金されます。

9. 援助の対象となるもの

費目	内容	留意点
○ 学用品費等	学校諸費、校外活動費など	
○ 給食費	保護者実費分（全額）	小学校給食のみ
○ 新入学児童・生徒学用品費	新入学にかかる学用品費	※新1年生の当初認定者のうち新入学準備費を受給していない方
○ 新入学準備費	新入学にかかる学用品費	※次年度新中学1年生で、希望する世帯に支給
● 修学旅行費	修学旅行に係る費用の一部	小学校6年、中学校3年のみ
● 医療費	学校保健安全法に定められた病気を治癒するための費用	※対象病名（下表参照）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">むし歯（保険診療の対象となる治療）、中耳炎、結膜炎（アレルギー性を含まない）、慢性副鼻腔炎、トラコーマ、アデノイド、寄生虫病、はくせん、かいせん、のうかしん</div>		
※治療を受ける前に医療券を発行依頼してください。		
※医療券を発行する際にはマイナンバーが必要です。		
※生活保護を受給しておられる場合は、●印のみ支給対象となります。		

＊＊問い合わせ先＊＊

富田林市教育委員会 教育指導室 電話番号 0721-25-1000 内線 364